

令和8年度 井原市立木之子中学校 運動部活動に係る活動方針

1 本校の運動部活動

野球 バレーボール（男） バレーボール（女） 卓球（男） 卓球（女） 剣道 新体操

2 目 標

- (1) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上に繋がるような運動習慣確立への資質や能力を養う。
- (2) 興味・関心を共有した異年齢集団による活動の中で、自己肯定感や自制心、協調性やコミュニケーション能力等を育む。

3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

(1) 休養日

- ・原則、毎週月曜日から金曜日までのうち1日および土日のどちらか1日を休養日とする。試合等により、土日いずれも活動する場合は、あらかじめ当該週又は、次週に振り替え休養日を設けることとする。
- ・定期テストの1週間前からは、活動中止とする。
- ・夏季及び冬季休業中の閉庁日は、活動しないこととする。

(2) 活動時間

- ・平日は長くとも2時間程度、休業日は3時間程度とする。
※移動、準備、片付け、ミーティング等は含まない。
- ・試合期で、活動時間の延長を希望する場合は、事前に校長の許可を得ることとする。
(原則、大会の1週間前)
- ・下校時刻を厳守する。

(3) 大会参加

- ・大会参加は、中体連主催大会への参加を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。

4 その他

(1) 部活動顧問会議（研修会の実施等）について

- ・年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図ることとする。
- ・定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通化を図り、活動の活性化につなげる。

(2) 部費の取扱いについて

- ・部費等、取扱いについては公費に準ずる（学校徴収金マニュアルに基づく）こととし、適切に管理する。

(3) その他

- ・規律違反等、好ましくない状況があった場合は、一定期間活動を停止させることがある。
- ・顧問は、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。
また、保護者に月の活動計画を知らせ、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。

令和8年度 井原市立木之子中学校 文化部活動に係る活動方針

1 本校の文化部活動

吹奏楽 美術

2 目 標

- (1) 生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指す。
- (2) 興味・関心を共有した異年齢集団による活動の中で、自己肯定感や自制心、協調性やコミュニケーション能力等を育む。

3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

(1) 休養日

- ・原則、毎週月曜日から金曜日までのうち1日および土日のどちらか1日を休養日とする。大会・地域イベント・コンクール等により、土日いずれも活動する場合は、あらかじめ当該週又は、次週に振り替え休養日を設けることとする。
- ・定期テストの1週間前からは、活動中止とする。
- ・夏季及び冬季休業中の閉庁日は、活動しないこととする。

(2) 活動時間

- ・平日は長くとも2時間程度、休業日は3時間程度とする。
※移動、準備、片付け、ミーティング等は含まない。
- ・大会・コンクール期で、活動時間の延長を希望する場合は、事前に校長の許可を得ることとする。
(原則、大会・コンクールの1週間前)
- ・下校時刻を厳守する。

(3) 大会参加

- ・大会・コンクール参加は、中文連・中吹連等主催大会への参加を原則とするが、その他の団体が主催する大会・コンクールへの参加については、事前に校長の許可を得ることとする。

4 その他

(1) 部活動顧問会議（研修会の実施等）について

- ・年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図ることとする。
- ・定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通化を図り、活動の活性化につなげる。

(2) 部費の取扱について

- ・部費等、取扱いについては公費に準ずる（学校徴収金マニュアルに基づく）こととし、適切に管理する。

(3) その他

- ・規律違反等、好ましくない状況があった場合は、一定期間活動を停止させることがある。
- ・顧問は、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。
また、保護者に月の活動計画を知らせ、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。